



マイナンバー(個人番号)を記入した各種届出・申請の際には、
以下のパターン1～3の書類のいずれかで本人確認を行います。

パターン	個人番号を確認する書類	身元を確認する書類
1	 <p>個人番号カード (マイナンバー)</p> <p>個人番号カードは1枚で本人確認が可能です。</p>	 <p>以下の①②の写真付証明書のうち1つが必要です。</p> <p>①運転免許証、運転経歴証明書、 旅券、身体障害者手帳、在留カード など</p> <p>②官公署から発行された写真付資格証明書 など</p> <p>上記の①②の写真付証明書が無い場合は、 以下の③の書類の中から2つ必要になります。</p> <p>③被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、 母子手帳、市民税通知 など</p>
2	<p>個人番号通知書 (記載事項に変更がない場合)</p>	
3	<p>個人番号の記載された住民票</p>	

組合員以外の方(代理人)が届出等を行う場合は、別途委任状等が必要になります。

パターン	組合員の個人番号を確認する書類	代理権を確認する書類	身元を確認する書類
代理人による届出	<p>個人番号カード (マイナンバー)</p> <p>個人番号通知書 (記載事項に変更がない場合)</p> <p>個人番号の記載された住民票</p>	<p>委任状 または 当国保組合の 被保険者証 (記号番号が組合員と同じ)</p>	<p>以下の①②③の写真付証明書のうち 1つが必要です。</p> <p>①運転免許証、運転経歴証明書 など</p> <p>②官公署から発行された写真付資格証明書 など</p> <p>③被保険者証、年金手帳、母子手帳、 市民税通知 などの中から2つ</p>

※組合員が個人番号を記載した届出等を郵送する場合

上記本人確認書類(組合員の個人番号を確認する書類いずれか一つと身元を確認する書類いずれか一つ)のコピーの添付が必要になります。また、当国保組合の返信用封筒(特定記録)をご使用いただき、郵便局窓口から差し出していただきますようお願いいたします。

富山県建設国保組合の個人番号の利用について

富山県建設国保組合が取得した個人番号は、「国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務」以外に使用することはありません。

富山県建設国民健康保険組合

富山市西荒屋25番地の4 電話(076)428-8266
営業時間: 平日 8:30~17:00 (土日祝日休み)
HP: <http://www.kenchiku-toyama.com/kokuho>